

## 平成 29 年度長野市総合教育会議について（案）

**1 会議開催の考え方**

（地方教育行政の組織及び運営に関する法律 第一条の三及び第一条の四）

長野市総合教育会議の主な目的の一つである、第二次長野市教育振興基本計画（大綱）の策定についての協議が終了したことから、今後、総合教育会議として開催するのは、市長が、大綱を変更しようとするとき、教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策が生じたとき、緊急の場合に講ずべき措置が生じたときとする。

そのため、年 1 回ないし 2 回の開催とする。

**2 開催月**

5 月、2 月

**3 協議事項**

## (1) 子どもの貧困対策について

- ・学習支援について
- ・庁内関係部局（こども未来部・保健福祉部・教育委員会）の連携について

## (2) 中学校における学力の向上について

- ・教職員の力量の向上（研修、教職員間の格差をなくすために）
- ・教職員が教えることに特化するための取組  
部活動の指導を外部の指導者に依頼する 等

## (3) 不登校やいじめの防止について

- ・各学校での取組について

## (4) 郷土愛を育む小学校教育について

- ・ふるさと長野の素晴らしさ、良さ、大切さを学ぶ取組について

## (5) 幼・保・小の連携について

- ・「接続期（アプローチ・スタート）カリキュラム」について

## (6) 乳幼児期の教育・保育について

- ・「長野市乳幼児期の教育・保育の指針」に基づく取組について  
例) 運動と遊びのプログラム

**4 報告事項**

## (1) 市立長野中学校の動向

## (2) 鬼無里小・中一貫教育について

## (3) 全国学力・学習状況調査等について

## 「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の抜粋

### (大綱の策定等)

- 第一条の三 地方公共団体の長は、教育基本法第十七条第一項 に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下単に「大綱」という。）を定めるものとする。
- 2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第一項の総合教育会議において協議するものとする。
  - 3 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
  - 4 第一項の規定は、地方公共団体の長に対し、第二十一条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。

### (総合教育会議)

- 第一条の四 地方公共団体の長は、大綱の策定に関する協議及び次に掲げる事項についての協議並びにこれらに関する次項各号に掲げる構成員の事務の調整を行うため、総合教育会議を設けるものとする。
- 一 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策
  - 二 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置
- 2 総合教育会議は、次に掲げる者をもつて構成する。
    - 一 地方公共団体の長
    - 二 教育委員会
  - 3 総合教育会議は、地方公共団体の長が招集する。
  - 4 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、地方公共団体の長に対し、協議すべき具体的事項を示して、総合教育会議の招集を求めることができる。
  - 5 総合教育会議は、第一項の協議を行うに当たつて必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。
  - 6 総合教育会議は、公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、この限りでない。
  - 7 地方公共団体の長は、総合教育会議の終了後、遅滞なく、総合教育会議の定めるところにより、その議事録を作成し、これを公表するよう努めなければならない。
  - 8 総合教育会議においてその構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。
  - 9 前各項に定めるもののほか、総合教育会議の運営に関し必要な事項は、総合教育会議が定める。